

「とち介」原付オリジナルナンバープレート交付要領

1. 導入目的

岩舟町との合併記念事業の一環として、市民の皆さんに、新しい「栃木市」の一体感の醸成や地域への愛着心を深めていただくことを目的として、栃木市「とち介原付オリジナルナンバープレート」を導入します。

2. デザインコンセプト

栃木市内に残る歴史的な街並みである蔵造りの建物、栃木市を商人のまちとして発展させた巴波川の流れ、栃木市オリジナルキャラクターとち介を配置した、栃木市の雅と親しみやすさを感じさせるデザインとなっています。

3. 交付

(1) 交付対象車種

	車種	作成枚数
原動機付自転車	50cc以下(一種)	4,400 枚
	90cc以下(二種乙)	500 枚
	125cc以下(二種甲)	500 枚
	ミニカー	100 枚
小型特殊自動車	農耕車・その他	150 枚

(2) 交付日時

平成27年3月17日(火) 午前8時30分から、本庁舎市民税課・各総合支所税務担当課において交付します。

(3) 交付条件

平成27年3月17日(火)以降に新規に登録する車両、または栃木市に該当車種の登録がありオリジナルナンバーへ交換を希望する車両に対し交付します。

オリジナルナンバープレートの交付は、通常のナンバープレートの交付と併用とし、本人の希望によりオリジナルナンバープレート又は通常のナンバープレートを選べるものとします。

オリジナルナンバープレートの交付は、在庫が無くなり次第終了とします。

新規交付や交換の手続き費用は無料とします。ただし、破損又は紛失などの再交付の場合は弁償金(200円)を徴収します。

(4) 手続き必要書類

本人確認できる書類(運転免許証・保険証等)

印鑑

新規購入の場合は、販売証明書

譲渡を受けた場合は、譲渡証明書及び交換するナンバー

(交換するナンバーがある場合)

ナンバー交換の場合は、交換するナンバー及び交付証明書等

※申請の際には「車名・車台番号・排気量」情報が必要です。

(5) その他

代理人が申請に来る場合は委任状を必要とします。

栃木市内に住民登録がない方が応募する場合は、栃木市内に居住していることがわかるもの（公共料金の請求書等で住所記載のあるもの）の提出を求めるものとします。

既に所有している車両のナンバーを通常のナンバーからオリジナルナンバーに交換する場合は、同一車両で1回限りとします。

同一所有者で同一車両のオリジナルナンバーからオリジナルナンバーへの交換は原則認めません。

栃木市税条例第89条・第90条の減免を受けている車両及び滞納者の車両においてもオリジナルナンバープレートへの交換を認めるものとします。

オリジナルナンバープレートへの交換に伴い、自賠責保険の変更手続きが必要となる場合があります。加入の保険会社に確認してください。

【お問い合わせ】

本庁	市民税課	☎ (21) 2261
大平総合支所	税務課	☎ (43) 9208
藤岡総合支所	税務課	☎ (62) 0902
都賀総合支所	税務課	☎ (29) 1101
西方総合支所	地域まちづくり課	☎ (92) 0304
岩舟総合支所	税務課	☎ (55) 7757